

基発 1211 第 20 号
平成 27 年 12 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の一部改正について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号。以下「整備法」という。）の公布については、平成 26 年 6 月 13 日付け基発 0613 第 7 号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」により通知したところである。

今般、行審法及び整備法の施行に伴い、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）関係の通達において定める様式については、下記のとおり改正することとしたので、了知の上、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

行審法の施行に伴い、不服申立ては原則として審査請求に一元化されること、審査請求期間が 3 か月に延長（現行 60 日）されること等から、様式を定めている通達中の審査請求に関する教示文を改めるもの。

2 改正の内容

各通達（別紙 1）により定められている様式中、従来の審査請求に関する教示文に代えて、

- 「1 この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。
- 3 なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送

達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。」との教示文を加えること。

3 適用日

平成28年4月1日

○ 平成 25 年 3 月 29 日付け 基発 0329 第 3 号

「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」

- ・適用事務様式第 14 の 2
「労働者災害補償保険任意加入申請の件について」及び「雇用保険任意加入申請の件について」
- ・適用事務様式第 15 の 2、3 「下請負人を事業主とする認可申請について（通知）」
- ・適用事務様式第 17 の 2 「継続事業の一括認可申請の件について（通知）」
- ・適用事務様式第 20 の 2 「労働保険事務組合認可申請について（通知）」
- ・適用事務様式第 21 の 2 「労働保険事務組合認可取消通知書」
- ・算調様式第 4 の 1 「労働保険保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（継続）」
- ・算調様式第 4 の 2 「労働保険保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（有期）」

○ 平成 25 年 3 月 29 日付け 基発 0329 第 10 号

「徴収関係事務取扱手引（徴収・収納）の改訂について」

- ・収入様式第 11 号の 1 の 3 「労働保険料超過額充当通知書」
- ・収入様式第 11 号の 2 の 3 「一般拠出金超過額充当通知書」
- ・収入様式第 13 号「督促状」
- ・収入様式第 27 号「繰上請求通知書」
- ・収入様式第 29 号「納付猶予決定通知書」
- ・収入様式第 30 号「納付猶予不承認通知書」
- ・収入様式第 31 号「納付猶予取消通知書」
- ・収入様式第 71 号「納付通知書」
- ・収入様式第 72 号「納付催告書」

○ 平成 27 年 3 月 31 日付け 基発 0331 第 8 号

「徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）の改訂について」

- ・滞納様式第 3 号「差押調書謄本（動産・有価証券用）」
- ・滞納様式第 4 号「差押調書謄本（債権用）及び債権差押通知書（債権用）」
- ・滞納様式第 5 号「差押書（不動産等用）」
- ・滞納様式第 6 号「差押調書謄本（電話加入権用）」
- ・滞納様式第 7 号
「差押調書謄本（第三債務者等がある無体財産権等用）」及び「差押通知書（第三債務者等がある無体財産権等用）」

- ・滞納様式第 8 号「差押財産搬出調書」
- ・滞納様式第 9 号「財産の引渡命令書」
- ・滞納様式第 15 号「担保権付債権差押通知書」
- ・滞納様式第 21 号「取上調書」
- ・滞納様式第 22 号「差押財産占有調書」
- ・滞納様式第 25 号「差押換拒否通知書」
- ・滞納様式第 30 号「交付要求通知書（滞納者用）」
- ・滞納様式第 31 号「徴収通知書」
- ・滞納様式第 33 号「譲渡担保権者に対する告知書」
- ・滞納様式第 38 号「交付要求解除拒否通知書」
- ・滞納様式第 39 号「参加差押通知書（電話加入権を除く）」
- ・滞納様式第 40 号「参加差押通知書（電話加入権用）」
- ・滞納様式第 43 号「譲渡担保権者に対する告知書」
- ・滞納様式第 46 号「参加差押解除拒否通知書」
- ・滞納様式第 51 号「担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書」
- ・滞納様式第 62 号「配当計算書謄本（滞納者用）」
- ・滞納様式第 66 号「差押通知書（権利者等用）」
- ・滞納様式第 67 号「参加差押通知書（権利者等用）」

以上